

○八王子市高尾 599 ミュージアム条例施行規則

平成 27 年 8 月 10 日

規則第 82 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号

令和 3 年 6 月 2 日規則第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八王子市高尾 599 ミュージアム条例(平成 26 年八王子市条例第 78 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により高尾 599 ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)の交流施設又は休憩施設を利用しようとする者(休憩施設にあっては、利用の承認を受ける区画において利用者に飲食等を提供しようとする者に限る。以下同じ。)は、高尾 599 ミュージアム利用申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 休憩施設を利用しようとする者は、前項の申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書又は住民票の写し(利用しようとする者が法人その他の団体の場合を除く。)

(2) 定款、寄附行為その他これに類するもの

(3) 事業計画を記した書類

(4) 市税等の納税証明書その他これに類するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めたときは、前項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

4 交流施設の利用申請の受付期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用の承認)

第 3 条 市長は、条例第 7 条第 1 項の規定による申請について、承認をしたときは高尾 599 ミュージアム利用承認書(第 2 号様式)を、承認をしないときは高尾 599 ミュージアム利用不承認通知書(第 3 号様式)を、当該申請を行った者に対し、それぞれ交付するものとする。

2 前項の承認の期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 交流施設 7 日以内

(2) 休憩施設 1 年以内

(利用変更)

第 4 条 前条第 1 項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の日時その他の事項を変更しようとするときは、高尾 599 ミュージアム利用変更申請書(第 4 号様式)に利用承認書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による利用の変更申請は、利用開始日の前日までに1回に限り行うことができる。この場合において、既納の利用料金に不足が生じるときは、当該不足分の利用料金を支払わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による利用の変更申請を承認したときは、高尾 599 ミュージアム利用変更承認書(第5号様式)を交付するものとする。

(利用料金の承認の手続)

第5条 指定管理者は、条例第8条第2項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、高尾 599 ミュージアム利用料金承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金の承認をしたときは、高尾 599 ミュージアム利用料金承認書(第7号様式)を指定管理者に交付する。

(利用料金の下限額)

第6条 条例別表の市規則で定める額は、八王子市行政財産使用料条例(昭和40年八王子市条例第18号)第2条第1項第3号の規定に基づき算出した額とする。

(利用料金の支払期日)

第7条 条例第8条第3項の規定による休憩施設に係る利用料金の支払期日は、休憩施設を利用しようとする日の属する月の翌月の末日までとする。

(利用料金の減免の基準)

第8条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に所在する保育園の幼児及び当該幼児を引率する職員が、年間指導計画に基づく学習活動をするとき 交流施設使用料を免除

(2) 市内に所在する幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の幼児、児童及び生徒並びにこれらの者を引率する教職員等が、教育課程に基づく教育活動をするとき 交流施設使用料を免除

(3) 市内に所在する認定こども園の園児及び当該園児を引率する教職員等が、年間指導計画に基づく学習活動をするとき 交流施設使用料を免除

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が定める額

(利用料金の還付の基準)

第9条 条例第10条ただし書に規定する利用料金を還付することができる基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者が自己の責任によらない理由により利用することができないとき 既納の利用料金の全額

(2) 公益上の理由により利用の承認を取り消したとき 既納の利用料金の全額

(3) 利用者が利用日の3月前までに利用の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき 既納の利用料金の全額

(4) 利用者が利用日の2月前までに利用の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき 既納の利用料金の100分の50の額

- (5) 利用者が利用日の 60 日前までに第 4 条第 1 項の規定による利用変更の承認を受けた場合で、既納の利用料金が当該利用変更後の利用料金を超過することとなったとき 当該超過分の利用料金の額

(係員の指示)

第 10 条 利用者又は入館者は、ミュージアムの係員の指示を遵守しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第 11 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、高尾 599 ミュージアム指定管理者指定申請書(第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第 17 条に規定する市規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款又は寄附行為(申請しようとする者が法人でない団体の場合は、これらに相当するもの)
- (2) 登記事項証明書(申請しようとする者が法人でない団体の場合を除く。)
- (3) 役員名簿
- (4) 財務状況に関する書類
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 現に行っている業務の概要を示す書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の審査結果の通知等)

第 12 条 市長は、条例第 18 条の規定による審査をしたときは、申請者に対し、その結果を高尾 599 ミュージアム指定管理者審査結果通知書(第 9 号様式)により通知するものとする。

2 市長は、条例第 18 条の規定による指定をしたときは、申請者に対し、高尾 599 ミュージアム指定管理者指定通知書(第 10 号様式)により通知するものとする。

(協定)

第 13 条 指定管理者は、市長とミュージアムの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事業の計画及び実施に関する事項
- (2) 業務に要する経費に関する事項
- (3) 個人情報の保護に関する事項
- (4) 業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成 27 年 8 月 11 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 2 日規則第 59 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第2条関係)

施設の種別	利用目的	利用申請の受付期間
交流施設	学習目的	利用日の属する月の6月前の月の初日から 利用日まで
	学習目的以外の目的	利用日の属する月の3月前の月の初日から 利用日まで

備考 「学習目的」とは、次の各号に掲げる団体が、それぞれ当該各号に定める目的で行う活動を行う。

- (1) 市内に所在する保育園 年間指導計画に基づく学習活動をするとき
- (2) 市内に所在する幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校 教育課程に基づく教育活動をするとき
- (3) 市内に所在する認定こども園 年間指導計画に基づく学習活動をするとき
- (4) その他の団体 市長が学習に資すると認める目的に基づいて行う活動

第1号様式(第2条関係)

第1号様式（第2条関係）

高尾599ミュージアム利用申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住 所
団 体 名
氏名又は代表者名
電話番号

責任者 住 所
氏 名
電話番号
(申請者と異なる場合に記入)

八王子市高尾599ミュージアム条例第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

利用目的	
利用期間	
利用施設	
持込機器	
備 考	

第2号様式(第3条関係)

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

団体名

氏名（代表者名） 様

八王子市長

㊟

高尾599ミュージアム利用承認書

年 月 日付で申請のあった高尾599ミュージアムの利用について、下記のとおり承認します。

記

利用目的	
利用期間	
利用施設	
持込機器	
利用料金	
備 考	

第3号様式(第3条関係)

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

団体名
氏名（代表者名） 様

八王子市長 印

高尾599ミュージアム利用不承認通知書

年 月 日付で申請のあった高尾599ミュージアムの利用については、
下記の理由により不承認となりましたので通知します。

記

理 由

- （1） この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- （2） この決定については、この決定（（1）の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- （3） （1）の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- （4） （2）の場合において、この決定（（1）の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 4 号様式(第 4 条関係)

第4号様式（第4条関係）

高尾599ミュージアム利用変更申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住 所
団 体 名
氏名又は代表者名
電話番号

責任者 住 所
氏 名
電話番号
(申請者と異なる場合に記入)

高尾599ミュージアムの利用について下記のとおり変更したいので、申請します。

記

変更事項

変更理由

第 5 号様式(第 4 条関係)

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

団体名

氏 名（代表者名） 様

八王子市長

印

高尾599ミュージアム利用変更承認書

年 月 日付で申請のあった高尾599ミュージアムの利用の変更については、下記のとおり承認します。

記

変更承認事項

第 6 号様式(第 5 条関係)

第 6 号様式（第 5 条関係）

高尾599ミュージアム利用料金承認申請書

年 月 日

八王子市長 殿

所在地
指定管理者 名称
代表者氏名

八王子市高尾599ミュージアム条例第 8 条第 2 項の規定により、利用料金を下記のとおり設定したいので申請します。

記

1 利用料金の種別及び額

2 適用年月日

年 月 日から

第7号様式(第5条関係)

第7号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

所在地
指定管理者 名称
代表者氏名 様

八王子市長 印

高尾599ミュージアム利用料金承認書

年 月 日付で申請のあった利用料金について、下記のとおり承認します。

記

1 利用料金の種別及び額

2 適用年月日

年 月 日から

第 8 号様式(第 11 条関係)

第 8 号様式（第11条関係）

高尾599ミュージアム指定管理者指定申請書

年 月 日

八王子市長 殿

所在地
申請者 名称
代表者氏名

八王子市高尾599ミュージアム条例第17条の規定により、下記のとおり高尾599ミュージアムの指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び関係書類を添えて申請します。

記

期間
年 月 日から 年 月 日まで

第 9 号様式(第 12 条関係)

第9号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

所在地
申請者 名称
代表者氏名 様

八王子市長 印

高尾599ミュージアム指定管理者審査結果通知書

年 月 日付で申請のあった高尾599ミュージアムの指定管理者の指定
について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1 審査結果

2 理由

第 10 号様式(第 12 条関係)

第10号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

所在地
申請者 名称
代表者氏名 様

八王子市長 印

高尾599ミュージアム指定管理者指定通知書

年 月 日付で申請のあった高尾599ミュージアムの指定管理者の指定について、八王子市高尾599ミュージアム条例第18条の規定により下記のとおり指定したので通知します。

記

1 施設の名称

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指定年月日

年 月 日